

## 松伏町総合教育会議運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定により設置する、松伏町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）について、同条第9項の規定に基づき、総合教育会議の運営に関し必要な事項を定める。

### (招集)

第2条 総合教育会議の招集は、協議事項等の通知をもって行う。

2 教育委員会が、法第1条の4第4項の規定に基づき、町長に対して総合教育会議の招集を求めるときは、協議すべき具体的な事項を示した書面を提出するものとする。

3 前項の書面の提出があった場合は、町長は速やかに第1項の通知をするものとする。

### (開催の公表等)

第3条 総合教育会議を開催する場合は、前条第1項の通知後、松伏町ホームページ等へ掲載することにより公表するものとする。

2 総合教育会議を非公開とする場合は、町長が総合教育会議に諮って決定するものとする。ただし、緊急に総合教育会議を招集する場合であって、かつ、事案が法第1条の4第6項の規定に該当すると認められるときは、町長は、総合教育会議を非公開とすることができます。

3 法第1条の4第6項のただし書の公益上必要があると認めるときとは、次に掲げる場合とする。

(1) 松伏町情報公開条例（平成16年松伏町条例第25号）第6条各号に掲げる情報が含まれる事案に関し協議又は調整するとき。

(2) 公正かつ円滑な協議又は調整に著しい支障が生ずると認めるととき。

### (議事録の作成及び公表)

第4条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 開催した日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 協議又は調整が行われた事項及びその要旨

(4) その他必要と認める事項

2 議事録は、松伏町ホームページ等へ掲載することにより公表するものとする。ただし、事案が法第1条の4第6項に該当すると認められるときは、非公表とすることができる。

3 議事録には、その都度会議において定めた構成員2人が署名しなければならない。

(関係職員の出席)

第5条 町長は、協議又は調整を円滑に進めるため、必要に応じて関係職員を出席させることができる。

(庶務)

第6条 総合教育会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。